

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (08-24)
令和8年8月6日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 藤川 康廣

賃金指導官 小野山 隆紀

(代表電話) 026(223)0555

長野県最低賃金 「時間額1117円」を答申

～56円の引き上げ幅、初の1100円台～

- 長野地方最低賃金審議会(会長 山本恭子)は、本日、長野労働局長(木村聡)に対し、現在の長野県最低賃金(時間額1061円)を1117円とすることが適当である旨の答申を行いました。
- 長野労働局では、この答申を踏まえ、異議申立の公示など、最低賃金の改正に必要な手続きを進めます。
- 改正後の長野県最低賃金は、本年10月2日に発効する予定です。
- 長野労働局では、改正後の最低賃金を広く周知するとともに、賃金の引上げ等に取り組む中小企業・小規模事業者等の皆様が、業務改善助成金をはじめとする各種支援策を活用できるよう、制度の周知ときめ細やかな支援を積極的に進めてまいります。

【答申までの経緯】

1.令和8年7月3日

長野労働局長は、長野地方最低賃金審議会に対し、長野県最低賃金の改正について諮問しました。

2.令和8年7月28日

中央最低賃金審議会は、長野県が属するBランクの地域別最低賃金について、56円の引上げを目安とする答申を行いました。

3.令和8年7月29日から8月6日まで

長野地方最低賃金審議会の最低賃金専門部会は、7月29日、31日、8月3日、5日、6日の計6回にわたり集中的に金額審議を実施し、報告書を取りまとめました。

4.令和8年8月6日

上記3の報告書が長野地方最低賃金審議会において承認され、8月6日に長野県最低賃金額について答申を行いました。

(参考) 長野県最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最低賃金額	908円	948円	998円	1061円	1117円
対前年度引上げ額	31円	40円	50円	63円	56円
対前年度引上げ率	3.53%	4.41%	5.27%	6.31%	5.28%